

箕面市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

(制定 平成二十五年十一月十五日箕面市訓令第七十九号)

改正 平成二十七年九月八日箕面市訓令第五十四号

改正 平成二十八年八月十五日箕面市訓令第四十号

改正 平成二十九年三月二十八日箕面市訓令第十号

改正 令和五年三月三十日箕面市訓令第二十三号

改正 令和七年三月十二日箕面市訓令第九号

(趣旨)

第一条 市民の安全で安心な暮らしの実現に向け、自治会による自発的な防犯活動を支援するため、屋外の公共空間で発生する街頭犯罪の抑止を図るために防犯カメラを設置する事業に対する箕面市地域防犯カメラ設置補助金（以下本則において「補助金」という。）の交付については、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下本則において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 防犯カメラ 街頭犯罪の抑止を図るために継続的に設置される画像撮影装置でSDカード、コンパクトフラッシュ等記録媒体により画像を記録する機能を有し、ネットワークによりモニター監視をしないカメラをいう。

二 街頭犯罪 主に街頭において発生する犯罪をいう。

(補助事業及び補助対象者)

第三条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、

市内の自治会による次に掲げる要件のいづれにも該当する防犯カメラの設置とする。

- 一 街頭犯罪が多発する地域、警察が必要と認める箇所又は街頭犯罪の抑止に効果があると市長が認める箇所に防犯カメラを設置すること。
- 二 防犯カメラ本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、自治会の名称を表示すること。

三 防犯カメラの撮影範囲内に住宅その他の人の居住の用に供する建築物が含まれる場合には、みだりに人の容貌及び私生活を撮影することのないよう配慮した措置を講ずること。

四 防犯カメラの円滑な管理及び運営を行うため、自治会において防犯カメラの管理及び運営に関する規程を策定すること。

五 防犯カメラは、継続して三年以上設置すること。

2 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う市内の自治会又は当該自治会から防犯カメラの設置を請け負った事業者（以下「設置事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第四条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる防犯カメラの設置に要する費用とする。

- 一 防犯カメラの購入費用
 - 二 専用ポールの設置工事費用
 - 三 ケーブルの設置工事費用
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当であると認める費用
- 2 補助対象経費の限度額は、次の各号に掲げる防犯カメラの通信方式の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 無線通信方式 一台の設置につき四十万五千円

二 有線通信方式 一台の設置につき三十万円

(補助金の額)

第五条 補助金の額は、補助対象経費の十分の九を超えない範囲で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第六条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、規則第四条第一項に規定する箕面市補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 防犯カメラを設置する箇所の現況写真及び位置図並びに撮影範囲を記した平面図

二 申請者が自治会である場合は、防犯カメラ設置決定書（様式第一号）

三 申請者が設置事業者である場合は、防犯カメラ設置及び補助事業委託決定書（様式第二号）

四 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し及びカタログ

五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の不交付の決定の通知)

第七条 規則第七条第二項に規定する通知は、箕面市地域防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第三号）によるものとする。

(実績報告)

第八条 規則第七条第一項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了後、速やかに規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 防犯カメラの設置に係る契約書、請書等

二 防犯カメラの設置に係る位置図

三 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書

四 防犯カメラの設置後の現況写真及び防犯カメラの撮影状況を示す写真

五 道路の占用許可書又は使用許可書の写し（道路上に防犯カメラを設置した場合に限る。）

六 電柱の所有者又は管理者から当該電柱の共架が認められたことが確認できる書類の写し（電柱に防犯カメラを設置した場合に限る。）

七 第三条第一項第四号に規定する防犯カメラの管理及び運営に関する規程

八 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（請求書の提出）

第九条 規則第十三条の規定により通知を受けた補助事業者は、箕面市地域防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第四号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第十条 市長は、規則第十三条に規定する箕面市補助金交付確定通知書を通知した日から起算して三年以内に自治会が防犯カメラの運用を止めた場合は、規則第十五条第一項若しくは第二項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は規則第十七条第一項の規定により既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。ただし、その止めた理由に特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

（委任）

第十一條 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十七年訓令第五十四号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の箕面市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けて設置した防犯カメラについて、改正前の第三条各号に掲げる規定は、当該防犯カメラの設置から六年経過するまでの間、なおその効力を有する。

附 則（平成二十八年訓令第四十号）

この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、平成二十七年十一月十九日以後に交付の申請があつた補助金について適用する。

附 則（平成二十九年訓令第十号）

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行し、改正後の箕面市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請があつた補助金について適用する。

附 則（令和五年訓令第二十三号）

この要綱は、令和五年四月一日から施行し、改正後の箕面市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請があつた補助金について適用する。

附 則（令和七年訓令第九号）

この要綱は、令和七年四月一日から施行する。